

# 指定地域密着型通所介護・通所型サービス

## 重要事項説明書

### 1 テレサの丘地域密着型通所介護事業所の概要

#### (1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	有限会社ファミリーサポート テレサの丘デイサービスセンター
事業の種類	地域密着型通所介護、通所型サービス
所在地	青森県八戸市湊高台7丁目26-6
電話番号 FAX 番号	0178-34-5534 0178-32-6133
事業所番号	0270301781
サービスを提供する地域	八戸市

#### (2) 事業所の職員体制

- ① 管理者 常勤1名（兼務）
- ② 生活相談員 常勤3名（兼務）
- ③ 看護職員 常勤1名（兼務） 非常勤1名（兼務）
- ④ 介護職員 常勤4名、非常勤3名
- ⑤ 機能訓練指導員 常勤1名（兼務） 非常勤1名（兼務）
- ⑥ 調理員 非常勤3名

※上記職員は、状況により、テレサの丘ヘルパーステーションの訪問介護職員も兼務します。

#### (3) 当施設の設備の概要

定員	10人	浴室（普通浴槽）	4.13m <sup>2</sup>
食堂兼機能訓練室	46.82m <sup>2</sup>	静養室	14.67m <sup>2</sup>
		送迎車	3台

#### (4) サービス提供時間

	営業時間	サービス提供時間
月～土曜日	8:30～17:30	①9:15～15:20 ②9:15～16:30
定休日	日曜日	
休業日	8/13～14、12/31～1/3	

## 2 当事業所の地域密着型通所介護・通所型サービスの特徴等

### (1) 運営方針

- 1) 看護と介護の経験を生かした地域密着型通所介護計画及び通所型サービス計画に基づき、常に利用者の心身の状態、環境、特性を的確に把握し利用者の機能訓練及び日常生活の自立に資するサービスの提供を行います。
- 2) 事業の実施にあたっては、利用者各々を尊重し、懇切丁寧に行います。
- 3) 介護技術の進歩に対応するよう切磋琢磨し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行います。
- 4) 常に利用者の心身の状況を把握するよう努め、生活指導、機能訓練、その他の必要なサービスを利用者の希望に添って、適切に提供します。特に認知症のある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えます。

### (2) サービス利用のために

事項	備考
従業員への研修の実施	毎月、研修を実施します。
サービスマニュアル	サービスマニュアルに添った適切なサービスを提供します。

### (3) サービスの利用にあたっての留意事項

送迎時間の連絡	当事業所の送迎を希望しない場合、送迎時間の変更を希望する場合は、サービス提供日の午前8時15分までに事業者に通知していただきます。
体調確認	風邪、病気の際はサービスの提供をお断りする事があります。
体調不良によるサービスの中止・変更	当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスの変更または中止する事があります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対処させていただきます。

## 3 サービスの内容

- ①送迎：自宅玄関から施設玄関まで送迎いたします。
- ②食事：当施設で作った栄養のバランスが取れた温かい食事を提供します。
- ③入浴：身体清潔保持と心身のリフレッシュをはかれるようにします。浴槽は一般家庭浴槽であるため一般入浴介助となり、プライバシーを尊重し個々の介護計画に基づいた介助を行います。
- ④機能訓練：機能維持・回復のため個人・集団リハビリ及び、レクリエーションを実施します。残存機能を生かしてできるだけ自立した生活を過ごしていけるよう日常生活動作訓練は積極的に進めていきます。

- ⑤生活相談：利用者の方への療養上の相談、家族の方に対する介護相談等日常生活全般にわたり相談に応じます。
- ⑥健康状態の観察：利用者の病状、病歴、心身の状態の把握に努め、適確で効率よい生活・訓練が提供できるよう一般状態を観察していきます。
- ⑦交 流：孤独や閉じこもりになりやすい環境を刺激し、家庭的な雰囲気を感じる事ができるよう努めます。その為、他者・各世代と接触をする機会を多く作ったり、地域の活動に積極的に参加したり、各機関との連携も積極的に図っていきます。

## 4 利用料金

### (1) 基本料金（介護保険給付対象）

介護保険からの給付サービスを利用する場合は下記のような料金体制となります。

介護保険の給付の範囲を超えた場合は、全額自己負担となります（基本料金×10）

※下記は全て1割負担分の金額となっております。2割負担の場合はその2倍、3割負担の場合は3倍の料金となります。

#### ① 地域密着型通所介護利用料

介護度	1日あたりの利用料金 (6時間以上7時間未満)	1日あたりの利用料 (7時間以上8時間未満)
要介護1	678円	753円
要介護2	801円	890円
要介護3	925円	1,032円
要介護4	1,049円	1,172円
要介護5	1,172円	1,312円

#### ② 加算料金

入浴介助加算Ⅰ	40円/回
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円/回
介護職員処遇改善加算Ⅰ	利用料金の9.2%/月

#### ③ 通所型サービス料

介護度	1月あたりの利用料金
事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,798円
事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	3,621円

#### ④ 通所型サービス加算料金

サービス 提供体制強化加算 I	事業対象者・要支援 1・2 (週 1 回程度)	88 円/月
	事業対象者・要支援 1・2 (週 2 回程度)	176 円/月
介護職員 処遇改善 加算 I	事業対象者・要支援 1・2 (週 1 回程度)	利用料金の 9.2%/月
	事業対象者・要支援 1・2 (週 2 回程度)	

#### ⑤ 減算料金

	1 割負担分	2 割負担分	3 割負担分
送迎を行わない減算	47 円/片道	94 円/片道	141 円/片道

⑥ 食費 昼食 550 円 おやつ代 50 円

#### ⑦ 交通費

サービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。  
その他の地域にお住まいの方も無料です。

#### ⑧ その他の費用

利用者個別の趣味活動に係る材料費等は利用者の方の負担となります。

#### ⑨ 料金の支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、7日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。お支払い方法は、現金集金、口座振り込みの2通りの中から自由に選べます。

## 5 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

※ 居宅サービス計画（ケアプラン）、介護予防サービス・支援計画表の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員又は高齢者支援センターへご相談ください。

### (2) サービスの終了

#### ① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

#### ② 当事業所のご都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事業により、サービスを終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。

#### ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合。
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
- ・ お客様が亡くなられた場合。

#### ④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、お客様は即座にサービスを終了できます。
- ・ お客様がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、又はお客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知する事により、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 6 サービス内容に関する苦情

### ① 当事業所のお客様相談・苦情相談窓口

担当者 田代るみ子

電話 0178-34-5534 FAX 0178-32-6133

受付日 月～土曜日（ただし、8月13～14日、12月31日～1月3日を除く）

受付時間 8時30分～17時30分

### ② 相談・苦情等の処理体制

処理体制	窓口の体制 8時30分から17時30分までは、事務室内に設置し、事業所の管理者及び従業員等(以下「管理者等」という。)の職員が苦情相談等の対応にあたる。
対応方法	(1) 窓口に管理者等がいる場合は、直接対応をする。  ① サービスへの苦情・相談等については、内容をよく聞き、利用者の満足に対応する。サービスを提供する従業員個人の資質に係わるものについては、管理者が当該従業員を指導する。 ② 他の居宅サービス事業者が提供するサービスに関する苦情・相談等については、内容をよく聞き、必要に応じて居宅介護支援事業者及び当該サービス事業者へ連絡し、事実を確認の上、事業者との共同により利用者の満足に対応する。  (2) 窓口に管理者等がいない場合は、他の職員にて対応する。  ① 苦情・相談等の内容がその場で解決できることについては、他の職員が親切丁寧な対応を行う。 ② 苦情・相談の内容が、管理者等でなければ対応できないものである時は、受け付けた職員から管理者等に連絡し、速やかに必要に応じた対応を行う。なお、管理者等は携帯電話等にて連絡が取れる体制をとる事とする。
対応手順	(1) 苦情処理台帳を置き、受付順に記載する。

	(2) 苦情についての事実確認を行う。 (3) 苦情の処理方法を記載し、管理者に決裁を受ける。 (4) 処遇、処理については、関係者と調整連絡を行う。 (5) 苦情処理の改善について、利用者に確認を行う。 (6) 苦情処理は、できるだけ短時間に行う。 (7) 苦情処理についての結果等を台帳に記載し、再発防止に役立てる。
<b>行政機関その他の苦情処理受付機関</b> <八戸市の介護保険について> 八戸市健康福祉部介護保険課 住所：八戸市内丸1丁目1番1号 八戸市庁 電話：(0178) 43-9292 <在宅介護全般の相談室> 八戸市介護保険課 住所：八戸市内丸1丁目1番1号 八戸市庁 電話：(0178) 43-9292 <認定に関する不服の申し立て> 青森県高齢福祉保険課 住所：青森市長島1-1-1 青森県庁 電話：(017) 734-9298 <サービスに関する苦情・相談> 青森県国民健康保険団体連合会 住所：青森市新町2丁目4番1号 電話：(017) 723-1336 (内線) 24	

## 7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、事前にお聞きする緊急連絡先へ連絡いたします。

## 8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、お客様に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、当事業所は株式会社損害保険ジャパン会社と損害賠償保険契約を結んでおります。

## 9 非常災害対策

防災時の対応	火災が発生した場合は、自衛消防の組織編成により活動を行います。
防災設備	消火器・火災報知機を設置します。
防災訓練	全従業員に対し、1年に2回の防災訓練を行います。

## 10 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	田代るみ子
-------------	-------

- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修をする等の必要な措置を講じます。
- (5) 事業者は、利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (6) やむを得ず身体拘束を行う場合には、事前に十分な説明の上、利用者又は家族に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。また、身体拘束等に係る記録は完結の日より5年間保存します。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 1 1 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 1 0 秘密の保持について

- ・当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様又はご家族の秘密を第三者にはもらしません。
- ・当事業所では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議で必要がある場合に限り、必要な範囲内でお客様又はご家族の個人情報を用いる場合があります。

## 1 1 その他

- (1) 利用者及び事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- (2) この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めず。